

●河川法第32条(流水占用料等の徴収等)

都道府県知事は、都道府県の区域内に存する河川について第23条から第25条までの許可を受けた者から、流水占用料、土地占用料又は土石採取料その他の河川産出物採取料(以下「流水占用料等」という。))を徴収することができる。

占用料の帰属

流水占用料等が当該都道府県の財政上比較的大きな地位を占めるに至っていたという事実に対する配慮から、国交省管理区間内の占用料であっても、その河川が流れている都道府県に帰属するものとされた。

占用料の額

土地賃貸料は需要と供給の関係等によって左右され全国的にまちまちであり、その額を統一することはかえって実情にそぐわない点もあることから、具体的な額については都道府県の条例で定められている。

※営業活動が可能な「オープン化区域」内の占用料徴収(額・減免)についても各都道府県により異なる。

◇ バーベキュー広場



◇ 船舶係留施設



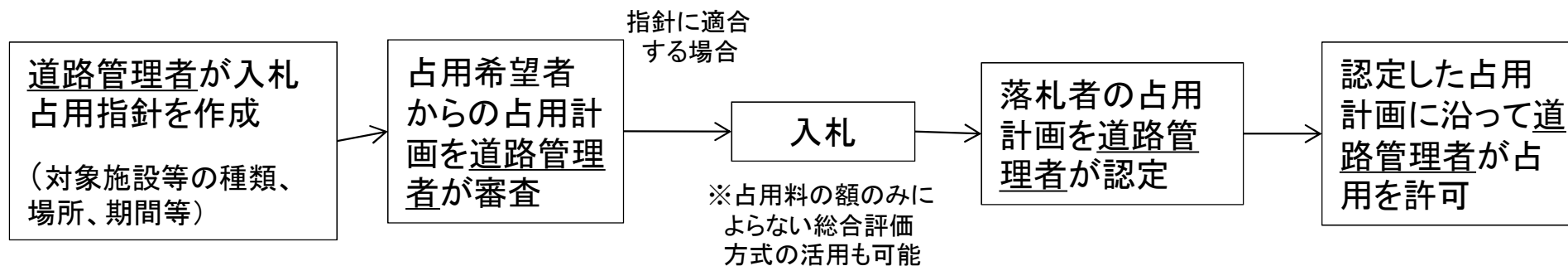
◇ オープンカフェ



(参考) 道路の占用に係る入札方式の導入について

道路占用者の公平な選定を図るとともに、占用料収入の増加を図るため、占用者を占用料の多寡等により選定する入札制度を導入。

【手続フロー】



注) 下線部については、機構又は地方道路公社に読替え適用

【入札対象施設等の例】

○店舗



○倉庫



○太陽光発電設備

